

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表を受けて

特集
1

1. 座談会「『グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い』の公表を受けて」

9



上左から萩谷淳一氏、後藤 潤氏、藤本貴子氏

下左から矢農理恵子氏、宗延智也氏

三井物産(株) 経理部 決算統括室長	はぎ や じゅんいち 萩谷 淳一	ASBJ 専門研究員	むねのぶ とも や 宗延 智也
(株)格付投資情報センター 格付本部 副本部長 兼コーポレート4部長 チーフアナリスト	ごとう じゅん 後藤 潤	(司会) ASBJ 常勤委員	やのう り え こ 矢農 理恵子
有限責任監査法人トーマツ パートナー	ふじもと たか こ 藤本 貴子		

2. 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表

27

ASBJ 専門研究員

むねのぶ とも や
宗延 智也

1

座談会「『グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い』の公表を受けて」

1 はじめに

司 会 皆様、お忙しい中、座談会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本年8月に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表しました。本日の座談会では、税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）の専門委員の方々と本実務対応報告について意見交換したいと思います。

本日は、財務諸表作成者の立場から三井物産株式会社の萩谷様、財務諸表利用者の立場から株式会社格付投資情報センターの後藤様、監査人の立場から有限責任監査法人トーマツの藤本様にご参加いただいております。また、ASBJから、税効果会計専門委員会の宗延専門研究員も参加しております。司会は、税効果会計専門委員会の専門委員長でもある私、矢農が務めさせていただきます。

（編注 以降、参加者の発言は、特に言及がない限り所属する組織の意見ではなく、個人の意見である。）

2 本実務対応報告の公表の経緯及び概要

司 会 まず、私から本実務対応報告を公表した経緯について、簡単に触れさせていただきます。

ご案内のとおり、2020年3月27日に成立した改正法人税法において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行することとされました。まず論点となったのが、2020年3月期決算における税効果会計です。

企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第44項では、繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、決算日において国会で成立している税法に規定されている方法に基づいて計算を行うこととされています。このため、2022年4月1日以後、グループ通算制度の適用を行う企業は、2020年3月期決算において、グループ通算制度の適用を前提として、税効果会計の適用を行う必要が生じることになります。

しかし、それは実務的に困難と考えられましたので、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」を公表し、ASBJが実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する

場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（以下「実務対応報告第5号」という。）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（以下「実務対応報告第7号」といい、実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報告第5号等」という。）の改廃を行うまでの間は、改正前の税法の規定に基づくことができるものとする特例的な取扱いを定めました。

その後、グループ通算制度を適用する場合における会計処理及び開示の取扱いを定めるべくASBJにおいて検討を行い、2021年3月に実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）を公表し、当該公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行った結果、本実務対応報告を公表しました。以上が経緯です。

では、宗延さんから、連結納税制度の見直しの経緯とグループ通算制度の概要について、ご説明いただけますでしょうか。

宗 延 まず、連結納税制度の見直しの経緯ですが、内閣府に設置されている税制調査会において、連結納税制度に関する専門家会合が設置され、税制調査会の第24回総会（2019年8月27日開催）において専門家会合の報告として、「連結納税制度の見直しについて」が提出されました。当該報告では、見直しの意義として「連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえた上で、事務負担の軽減を図るための簡素化やグループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直しを行うことにより、日本の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備することができると考えられる。」とされています。また、見直しにあたっての基本的な考え方として「企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損

益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化により、企業の事務負担の軽減を図ることで、企業グループの事務処理能力の差が制度の選択に与える影響をできる限り小さくし、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する必要がある。あわせて、後発的に修正事由が生じた場合にはできる限り事務負担が生じないように、制度の簡素化を図る必要がある。」とされています。このような報告を受けて検討が行われ、令和2年度の税制改正により、連結納税制度が見直されることとなり、2022年4月1日以後開始する事業年度からグループ通算制度に移行することとされました。

連結納税制度とグループ通算制度を比較すると、連結納税制度が企業グループ全体を1つの納税単位とする制度であるのに対して、グループ通算制度は法人格を有する各法人を納税単位として、課税所得金額及び法人税額の計算並びに申告を各法人がそれぞれ行う個別申告方式が基本とされています。また、同時に企業グループの一体性に着目し、課税所得金額や法人税額の計算上、企業グループをあたかも1つの法人であるかのように捉え、損益通算等の調整を行う仕組みとされています。

このように、連結納税制度とグループ通算制度とでは、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異なりますが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであると言えます。

司 会 ありがとうございます。続いて、こうした連結納税制度の見直しの考え方を受けた、グループ通算制度を適用する場合の会計基準の開発の基本的な方針についての説明をお願いします。

宗 延 先ほどご説明しましたように、連結納税制度とグループ通算制度では、申告手続は異なりますが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであると考えられるため、本実務対応報告の開発にあたっての基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしました。

なお、実務対応報告第5号等はQ&Aの形式になっており、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）又は税効果会計基準等¹で定めのある事項に従う場合でもその旨を記載していましたが、本実務対応報告においては、本実務対応報告に定めのあるものを除き法人税等会計基準又は税効果会計基準等の定めに従うこととした上で、グループ通算制度に特有の会計処理及び開示のみを示すこととしています。そのため、申告手続以外にも税法の取扱いが連結納税制度から改正されている点がありますが、これらのうち本実務対応報告に定めのないものについては法人税等会計基準や税効果会計基準等の定めに従うことになります。

司 会 ありがとうございます。今回の連結納税制度の見直しや、それを踏まえた会計基準の開発に係る基本的な方針について、それぞれのお立場で、どのように捉えられているか、お伺いしたいと思います。まず萩谷さん、お願いします。



三井物産(株) 経理部 決算統括室長 萩谷 淳一氏

萩 谷 今ご説明いただきましたとおり、令和2年度の税制改正によって、連結納税制度が見直されることとなりましたが、見直しの基本的な考え方については、企業グループの一体性に着目して、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みが維持されました。企業への影響という意味では、この損益通算が引き続き可能になるということが大きかったと思います。

このことによって、現行の連結納税制度を適用している企業グループにおいては、量的には大きな影響はそれほどないだろうという認識を持つことができ、会計処理への影響も限定的になるだろうと予測した企業は少なくなかったのではないかと思います。私自身も、実際そのように捉えていました。

したがって、本実務対応報告の開発にあ

1 次の会計基準等を合わせて「税効果会計基準等」という。

- ・企業会計審議会が1998年10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」及び同注解
- ・企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」
- ・税効果適用指針
- ・企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

たつての基本的な方針として、連結納税制度における実務対応報告第5号等で定められた会計処理を踏襲するとしたことは自然だと思いましたが、財務諸表作成者にとっては受け入れやすいものになるだろうと考えました。

一方で、グループ通算制度における税務上の扱いの中には、現行の連結納税制度から変更されている内容も当然含まれており、取引の前提や内容次第では課税所得に影響する項目もあると思います。その一例として、通算会社の離脱に伴う投資簿価修正が挙がっていました。このような相違点に関して、実務対応報告第5号等における取扱いを単純に踏襲することで、本当に問題がないのかという点は、出だしの段階でよく検討する必要があると思っていました。

結論として、税額への影響が出てくる可能性はあると思いますが、投資簿価修正による他の通算会社の株式等の帳簿価額の修正額は、会計上、一時差異と同様に取り扱うという整理ができましたし、全体としては簡潔にまとまったのではないかと捉えております。



(株)格付投資情報センター 格付本部 副本部長兼
コーポレート4部長 チーフアナリスト 後藤 潤氏

司 会 ありがとうございます。では、続きまして後藤さん、いかがでしょうか。

後 藤 連結納税制度とグループ通算制度のいずれも、利用者にとっては非常に難しい仕組みです。ただ、2つの制度の基本的な枠組みが同じということは理解していると思いますので、従来の実務対応報告第5号等から会計処理や財務諸表に現れる結果に大きな変更がなかったことは良かったと思っています。

開示についても、いろいろと求めたらしきがないですが、基本的な枠組みが同じということですから、大きな変更は不要であると考えていました。多少開示の削減や簡素化はありましたが、納得できる範囲で着地したと思っています。

司 会 ありがとうございます。それでは、藤本さん、お願いします。

藤 本 私も、お二人からお話いただいたとおりと考えておりまして、これまでの連結納税制度に関する実務対応報告第5号等における取扱いから大きく変わらないため、実務上の混乱はあまり生じないという想定に収まったと思います。

グループ通算制度における取扱いを検討するにあたり、まず、グループ通算制度とはどのような内容かを理解することが、最も難しいと考えておりまして。連結納税制度とコンセプトは変わらないことは理解しつつも、なぜ、税制改正が行われたのか、その理由と目的を理解しないと、実務対応報告第5号等の取扱いをそのまま踏襲してよいかどうかの判断が難しいという点に留意して、検討しました。

最終的には申告の納税単位が変わること以外にいくつかの変更点はあるものの、実質的に大きく変わらないということがわかりましたので、連結納税制度に関する実務対応報告第5号等の取扱いを引き継ぐことでよいと理解できました。

また、萩谷さんもおっしゃっていたように、連結納税制度からの変更点が、どのように会計処理に影響するのかという点も慎重に検討すべきと考えておりました。通算会社の離脱時における投資簿価修正については、連結納税制度における取扱いから変更されており、税額に大きく影響することから、今回の検討において、会計処理に影響が生じることになるのか、気になっておりましたが、税法の改正内容とは関係なく、会計基準としてはこれまでの一貫した税効果会計の考え方に基づき、会計上、一時差異と同様に取り扱うことで、明確にされたものと考えています。

さらに、現行の実務対応報告第5号等がQ&A形式であることについて宗延さんからご説明がありましたが、Q&A形式から最近の会計基準の形式とするにあたり、内容を明確にしていくことも必要であったと思います。この点、基準開発にあたり、事務局の皆様も大変ご苦労されたと理解しております。

司 会 ありがとうございます。開発にあたっての基本的な方針として、グループの一体性に着目し、連結納税制度における取扱いを踏襲することという整理ができましたが、お話が出たとおり、連結納税制度と違うところをどのように考えるかが難しく、開示については、結果として実務対応報告第5号等と違う定めとしたところもありますので、その点については後ほど触れたいと思います。

3

本実務対応報告の適用範囲について

司 会 連結納税制度の見直しの考え方を受けて、グループ通算制度を適用する場合の会計基準の開発については連結納税制度における取扱いを踏襲することを基本的な方針としています。ただし、通算税効果額の授受を行うことを

前提としており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については適用範囲から除いています。その点について宗延さんから説明をお願いします。

宗 延 まず、本実務対応報告の適用範囲については、グループ通算制度を適用する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することとしています。

ただし、先ほど説明があったとおり、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については適用範囲から除いています。ここで、まず、通算税効果額について説明します。グループ通算制度を適用する各通算会社が申告納付を行う税額は、各社単独の所得である通算前所得に対して通算グループ内の他の通算会社との損益通算や欠損金の通算を行った後の課税所得を基に算定されたものであり、当該通算等による税額の減少額が通算税効果額とされています。このような通算税効果額については、通算会社間で金銭等の授受が行われることが想定されていますが、授受を行うか否かは任意です。連結納税制度においても、各社の法人税の負担額としての個別帰属額の授受が行われることが想定されており、授受を行うか否かは任意でしたが、授受を行っている場合が多いと考えられ、グループ通算制度においても一般的には通算税効果額の授受を行うことが想定されます。また、通算税効果額の授受を行わない場合の取扱いの検討には一定の困難性があるものと考えられます。このような点を考慮して、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱わないこととしました。

司 会 ありがとうございました。連結納税制度における個別帰属額については、実務対応

報告第5号において、実際に授受が行われない場合についても、各法人において、個別帰属額について未収入金又は未払金を計上した上で当期税金に計上することとされていました。この点、グループ通算制度においても同様の取扱いとすべきか、また、同様の取扱いとしない場合にはどのような取扱いとすべきか、特に繰延税金資産の回収可能性の判断をどのように行うかといった複雑な論点が生じます。

そこで、通算税効果額を授受しない場合には、本実務対応報告の適用の範囲外としました。公開草案を公表した際にこの点についての質問項目を設けて、コメントを募集しました。その結果、グループ通算制度の適用開始後において、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示を明確化する旨の意見が寄せられた場合には、直ちに検討を行うべきであるとの意見が複数寄せられましたが、今すぐ、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示を明確化してほしいという意見は寄せられませんでした。

したがいまして、本実務対応報告では、公開草案と同様に、通算税効果額の授受を行わない場合については取り扱わないこととしました。

なお、通算税効果額の授受を行わない場合については、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当すると考えられる旨を本実務対応報告の結論の背景に記載することとしました。

通算税効果額の授受を行わない場合を本実務対応報告では取り扱わないとしたことについて、皆様のご意見を伺いたいと思います。では萩谷さん、お願いします。

萩 谷 制度として、通算税効果額の授受を

行わないことを認めている以上、その場合の会計処理も必要になるだろうという意見は当然あると思います。

ただ、実態として、企業グループ内とはいつでも、基本的には独立した企業体があるわけ、その独立した企業体同士が税務ポジションのメリットを授受する以上、基本的にはそれに伴う税効果相当額を精算するということが経済実態にはあっていますし、多くの企業グループでは精算するのだろうとは思っていました。

一方で、通算税効果額の授受を行わないケースとして、例えば企業グループ内の子会社を清算する方針が固まっているような場合においては、最終的には清算配当という形で親会社に資金が還元されますので、その前の段階で現金をわざわざ移動させないという方針は考えられるかと思います。こういった個別の事象に関しては、その個別の事象ごとに適切な会計処理を行えばよいだろうと思いますし、そういった事例が一定程度積み上がってから、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理を検討するという整理は可能かと思いました。

財務諸表作成者にとっては、まずは通算税効果額の授受を行う場合の基本的な会計処理を早く確認したいというニーズがあったと思いますし、今回、こういった形で対象範囲・適用範囲を特定して実務対応報告を公表したのは現実的な対応であったと理解しております。

司 会 ありがとうございます。続いて藤本さん、お願いします。

藤 本 私も、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理について検討を行わないこととした点について、これまでの連結納税制度においても通算税効果額の授受を行わない事例はあまりなかったのではないかと想定しておりますので、やむを得ないものと考えています。公開草案で広く皆様のご意見を伺った際にも、

明確化してほしいというご意見も聞かれなかったと思います。

ただ、今後、通算税効果額の授受を行わないケースが生じたときに、どのように会計処理するかが明確にされていない点には留意が必要だと思います。先ほどの矢農さんのご説明にあったように、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」として、採用した会計処理方法は会計方針として開示することになりますが、その前に、どのように会計処理すべきか、悩むケースは出てくると考えています。現行の実務対応報告第5号において定められていた会計処理を踏襲するケースも出てくるかもしれないと考えておりますが、今後、実務でどのような事例が出てくるのか、監査人として、留意していきたいと思います。

司 会 ありがとうございます。では続きまして、後藤さん、お願いします。

後 藤 私自身はアナリストなので経理実務に関与していないということもありまして、正直なところ、専門委員会で議論するまでは、どの企業も個別帰属額を授受しているものと思っていました。連結納税制度においては、利用者は、企業が通算税効果額の授受を行っているかどうかは、あまり意識はしていなかったというのが現状です。

本実務対応報告では、グループ納税制度において授受を行わない場合の会計処理を定めることはしませんでした。が、企業会計基準第24号の改正によって会計方針の開示も整理されましたので、授受を行わなかったという事実や、その処理の概要は多少なりとも知ることができると思います。ただ、授受を行わない場合に企業間で会計処理のばらつきが発生する可能性はありますので、利用者としてこの状況をどう受け取ればよいのか、悩ましいところです。授受を行っているか否かで、どの程度、財務諸表に差が生じるのかよくわからないので、通算税効果

額の授受を行わない場合を本実務対応報告の対象外としたことが本当に問題ないことなのか、私自身も自信を持って判断することができませんでした。

授受を行わないケースが本当に極めて稀なので、影響はないというのが今回の結論ですが、授受を行わないケースが稀なのかという点については、事務局や各専門委員の経験と、公開草案で意見を募集して、授受を行わない場合の処理をすぐに明確化してほしいという要望がなかったことに依拠しており、実際に稀かどうかの検証は必ずしも十分でなかったと思っています。コストとベネフィットを考慮する必要がありますので仕方ないとは思いますが、授受を行わないケースで大きな問題が生じた場合や授受を行わないケースが散見されるような場合には、財務諸表の比較可能性の面で問題となりますので、速やかに手当をする必要があると思っています。

司 会 ありがとうございます。通算税効果額の授受を行わない場合を適用範囲から除いたことについて、今後、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示の明確化に関する意見が寄せられた場合、実務において通算税効果額の授受を行わない場合がどの程度生じているかや、そのような企業間で異なる会計方針が採用されているかなどの、実務の状況に応じて基準開発を行うか否かを検討することになると考えています。

4 会計処理の取扱いについて

(1) 法人税及び地方法人税に関する会計処理

司 会 次は、本実務対応報告の対象となる会計処理について意見交換をしたいと思います。まず、法人税及び地方法人税に関する会計処理についてです。先ほど話が出たグループ通

算制度に特有の通算税効果額の会計処理を中心に、宗延さんより説明をお願いします。

宗 延 まず、連結納税制度における個別帰属額について実務対応報告第5号等では、個別帰属額は各社の課税所得に対する法人税及び地方法人税として負担すべき額であることから、個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」と同様に扱うこととしていました。

一方、グループ通算制度における通算税効果額についても、令和2年度の税制改正の財務省による解説（連結納税制度の見直しに関する法人税法等の改正）において、個別帰属額と同様に法人税に相当する金額であるとされております。そのため、通算税効果額についても、連結納税制度における個別帰属額の取扱いを踏襲し、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしています。

司 会 ありがとうございます。今回の通算税効果額の会計処理について、コメントをいただければと思います。まず、藤本さん、お願



有限責任監査法人トーマツ パートナー

藤本 貴子氏

いします。

藤 本 通算税効果額の会計処理に関しましては、これまでの実務を踏まえたと、本実務対応報告において自然な形で決められたかと思っております。ただ、実務対応報告第5号等が開発された時とは状況が異なり、現在は既に法人税等会計基準が定められ、法人税額の会計処理方法が明確になっているため、通算税効果額の会計処理が、法人税等会計基準と整合しているのかどうかという論点はあると思います。

なお、本実務対応報告はグループ通算制度を適用する企業特有の基準であることを踏まえると、該当する企業は本実務対応報告に従って会計処理することで、実務的な混乱などは生じないものと考えています。

会計処理からは離れますが、税務上の扱いとして、通算税効果額の計算方法については、合理的に計算することとされ（「グループ通算制度に関するQ&A（令和2年6月）（令和2年8月、令和3年6月改訂）」（問58）より）、これまでのように明確にされていない点もあると考えており、監査人にとっては、通算税効果額の検討のために、税法の内容理解が必要であると考えています。

司 会 ありがとうございます。続いて、萩谷さん、お願いします。

萩 谷 グループ通算制度における通算税効果額は、厳密には税務当局に対して納税していないという点で税金に該当しないのかもしれませんが、法人税に相当する金額として益金不算入・損金不算入として扱うと整理されているという点からも、実態としては税金に近いものとして、現行の連結納税制度において法人間で授受が行われる個別帰属額の扱いと同様に、税引前当期純利益（又は損失）に対応する損益として財務諸表に表示していくのが自然だろうと考えました。ですので、今回の整理に関しても、特段、違和感はありませんでした。

司 会 ありがとうございます。後藤さん、お願いします。

後 藤 既に皆さんがお話されたとおり、通算税効果額は、国や地方公共団体に納付していない金額ということで厳密には税金ではないのですが、グループ通算制度を適用したことによる税額の減少額ですし、そういった点は、連結納税が導入されてから時間が経過して利用にも十分理解可能かと思しますので、連結納税制度における個別帰属額と同様に、法人税に準ずるものとして扱うことで問題ないかと思っています。

また、公開草案においては、通算税効果額は個別財務諸表における損益計算書に表示するという点を明記していませんでしたが、コメントを受けてその点が明記されましたので、より扱いがクリアになって良かったと思います。

司 会 ありがとうございます。皆さんおっしゃったように、通算税効果額は国や地方公共団体に納付する税金ではなく、法人税等会計基準と異なる扱いとするかどうか論点だったわけですが、グループ通算制度に特有のものということで、法人税及び地方法人税に準ずるものとして扱うことといたしました。

(2) 税効果会計に関する会計処理

司 会 次に、税効果会計に関する会計処理について、意見交換をしたいと思います。会計基準の開発についての基本的な方針としては、連結納税制度における取扱いを踏襲することとしております。そうした基本的な方針のもとでの、今回の取扱いのポイントについて、宗延さんから説明をお願いします。

宗 延 税効果会計に関する会計処理については、まず、税効果会計を適用する上での会計処理の単位をどうするかという点が最も重要なポイントになりました。会計処理の単位の捉え方によって、繰延税金資産の回収可能性の判断

が大きく変わってくることになるかと思えます。

税効果会計を適用する上では、従前より、「納税主体」ごとに繰延税金資産及び繰延税金負債の計算を行うことが想定されており、税効果適用指針第4項(1)では、「納税主体」を「納税申告書の作成主体をいい、通常は企業が納税主体となる。」と定義しています。

ただし、本実務対応報告の適用前においては「連結納税制度を適用している場合、連結納税の範囲に含まれる企業集団が同一の納税主体となる。」としており、連結納税制度については異なる取扱いとしていました。納税主体を「納税申告書の作成主体」としつつも、連結納税制度を適用する場合は「納税申告書の作成主体」である連結納税親会社ではなく、企業グループ全体を納税主体としており、納税主体が何を指すのかが必ずしも明らかではなかったと考えられます。

この点、連結納税制度は企業グループの一体性に着目し、企業グループ全体をあたかも1つの法人であるかのように捉えて課税が行われており、連結財務諸表においては「課税される単位」を連結納税主体として税効果会計を適用していたものと考えられます。

一方、グループ通算制度においては、各通算会社が納税申告を行うことから、「納税申告書の作成主体」は各通算会社となりますが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは連結納税制度と同様であるとされており、グループ通算制度を適用する通算グループ全体が「課税される単位」となると考えられます。そのため、連結財務諸表においては、「通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を1つに束ねた単位」(以下「通算グループ全体」という。)に対して、税効果会計を適用することとしています。

そのため、連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性についても通算グループ全体で判断を行うこととしています。

司 会 ありがとうございます。続けて、税効果会計を適用する単位の取扱いを踏まえた繰延税金資産の回収可能性に関する具体的な取扱いのポイントを説明いただけますか。

宗 延 まず、個別財務諸表について、通算税効果額を法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしていることから、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、他の通算会社からの通算税効果額を考慮することとし、連結納税制度における取扱いを踏襲しています。具体的には、将来加算一時差異の解消見込額と相殺した後の将来減算一時差異の解消見込額について、まず、自社の所得の見積額である一時差異等加減算前通算前所得と相殺し、その後に損益通算による益金算入見込額と相殺します。ここで相殺しきれなかった額は、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として取り扱われて、その期の翌年度以降において、欠損金の通算によって通算グループ全体の所得を基に控除されることとなりますので、税務における損金

算入限度額等の算定手続に従ってスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額と相殺し、相殺しきれなかった額が、回収可能性がないものとして取り扱われます。

また、個別財務諸表についての企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについても、連結納税制度の取扱いを踏襲して、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性では、通算グループ全体の分類と自社の分類のいずれか上位の分類に応じた判断を行うこととしています。

次に、連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性については、先ほどご説明したとおり、通算グループ全体で判断を行うこととしています。ここで、連結納税制度においては、個別財務諸表における計上額を単に合計するのではなく、連結納税主体として回収可能性を見直し、連結修正を行うこととしていました。グループ通算制度においても、個別財務諸表における回収可能性の判断と連結財務諸表における回収可能性の判断が異なることがあり得ることから、連結納税制度における取扱いを踏襲し、通算グループ全体での見直しを行うこととしています。

司 会 ありがとうございます。それでは、会計処理の単位等、今回の税効果会計に関する会計処理の取扱いについて、コメントをお願いできればと思います。藤本さん、お願いします。

藤 本 冒頭で本実務対応報告の開発にあたっての基本的な方針のところでも話がありましたように、グループ通算制度において納税主体が変わることの意味合い、つまり納税主体が変わることによって何が変わるのかということを最初にしっかりと検討したことが、税効果会計の会計処理においてその単位をどのように取り扱うべきかという論点の検討に繋がったと理解しております。



ASBJ 専門研究員

宗延 智也氏

納税主体は各法人ではありますが、連結上、グループ全体を1つとみなして、検討していくということに関しては、自然な考え方であるかと思っております。また、実務においても、グループ通算制度において税金計算を行い、将来の課税所得を見積り、税効果会計を検討する際には、個々の納税主体だけで検討することではなく、グループ全体で検討することになるのではないかと考えております。そういう観点では、納税主体を乗り越えて、グループとして検討するというのが、実態にも合っているのではないかと思います。

司 会 ありがとうございます。萩谷さん、お願いします。

萩 谷 連結財務諸表においては、現行の連結納税制度においても、今後のグループ通算制度においても、いわゆる税制に基づくグループ全体を1つに束ねた単位として、税効果会計を適用するというのが基本的なところだと考えています。

グループ通算制度においては、納税申告手続は各通算法人においてなされるわけですが、同じ税務当局に対して、企業グループがその中で所得と欠損を相殺した後の純額に対して税金を納税するということからすれば、やはり藤本さんがおっしゃったように、納税主体を乗り越えて、つまり税務申告書の作成を行う個別の作成単位を乗り越えて税効果会計を適用すると考えるのは自然だと思いますし、それに伴って繰延税金資産の回収可能性の判断も同じ単位でなされるということになると考えています。

一方で、個別財務諸表については、財務諸表作成者として、繰延税金資産の回収可能性をどこまで精緻に予測していくかといった、実務上のハードルは存在すると思っています。理論的には、もちろん通算税効果額の影響を考慮するということは理解できます。しかし、将来、他の通算会社とどのくらいの金額を授受していく

かといった予測については、情報が集まってくる親会社では可能かと思いますが、各通算会社レベルで、タイムリーに把握できるかといった実務上の課題も存在すると思います。

ですので、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性については、しっかり課題にも対応していく必要があるかと思っております。ただ、この点に関しても、本実務対応報告の基本方針が連結納税制度における取扱いを踏襲するというのを踏まえれば、今回、特段処理を変えたということではなく、適切な整理がなされたと考えております。

司 会 ありがとうございます。後藤さん、お願いします。

後 藤 連結納税制度又はグループ通算制度を導入していない企業グループでは税効果会計は単体の合算という形になり、単体における開示が限定的である中では、税効果の予測が難しいと感じています。

本実務対応報告では、通算グループ全体として税効果会計を適用するかたちになりましたので、利用者にとっては、連結全体で見て税金費用や繰延税金資産の回収可能性を考えればよいということになります。連結子会社とグループ通算制度の対象となる企業はイコールではないため、ざっくりとした推計という域は出ませんが、単体の寄せ集めの結果よりは、税金費用や繰延税金資産の予測がしやすい状態が確保されたと考えております。

司 会 ありがとうございます。お話にありましたように、審議においては納税主体を乗り越えた処理をしてよいかというところを議論したわけですが、グループ通算制度の枠組みに基づいた処理となるようにまとめたかと思えます。

5 開示の取扱いについて

司 会 次に、開示について意見交換したいと思います。まず、宗延さんより概要の説明をお願いします。

宗 延 表示と注記に分けて説明させていただきますが、表示については、法人税及び地方法人税に関する表示と、繰延税金資産・繰延税金負債に関する表示のいずれも連結納税制度における取扱いを踏襲しており、詳細は割愛させていただきます。

注記事項についても、基本的に連結納税制度における取扱いを踏襲することとしています。が、一部、連結納税制度における取扱いを踏襲していない点があります。

まず、実務対応報告第5号では、連結納税制度を適用した場合又は取りやめた場合における最初の連結財務諸表及び個別財務諸表においてその旨を注記することが適当であると考えられていました。が、実務においては、多くの企業が適用初年度のみならず、その後の年度においても、重要な会計方針に連結納税制度を適用している旨の注記を行っていました。グループ通算制度においても、適用開始から取りやめまでの期間において適用していることを示すことが、財務諸表利用者にとって有用となると考えられるため、グループ通算制度を適用した場合又は取りやめた場合に加えて、本実務対応報告により法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合は、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記することとしています。

また、税効果会計に関する注記に関して、繰延税金資産から控除された金額（以下「評価性引当額」という。）について、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましいとしていた

点と、親会社の個別財務諸表における法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の計上額が、連結財務諸表における回収可能見込額を大幅に上回り、その上回る部分の金額に重要性があるときには、連結納税親会社の個別財務諸表に追加情報として注記することが必要になるとしていた点につきましては、いずれも、現時点において注記を求める有用性は高くなく、注記を求めないこととしています。

最後に、連帯納付義務に関する注記についてです。連結納税制度における連帯納付義務について、連結納税親会社の納付額に対して連結納税子会社が連帯納付義務を負っていますが、連結納税子会社が連帯納付義務を履行する可能性は極めて低いと考えられ、そのような場合には偶発債務の注記を行う必要はないものとされてきました。この点、連結納税制度では子会社が親会社の債務に対する連帯納付義務を負っているのに対して、グループ通算制度では通算子会社だけではなく通算親会社も連帯納付義務を負っている点などの相違があり、注記を求めるかどうかについて議論になりました。専門委員会においては、注記を要求すべきであるという意見もありましたが、最終的には、連帯納付義務は制度に内在する義務でありグループ通算制度を適用している旨を注記することから、別途偶発債務としての注記を行う有用性は高くないと考え、連帯納付義務について偶発債務としての注記を要しないこととしています。

司 会 ありがとうございます。では、開示についてコメントをいただければと思います。まず、後藤さん、お願いします。

後 藤 基本的に連結納税制度の取扱いを踏襲していますので、開示も踏襲するのがベースと考えて、専門委員会に臨んでおりました。その中で、通算税効果額を法人税及び地方法人税を示す科目に含めるという損益計算書における

表示と、通算税効果額に係る債権債務を未収入金や未払金などに含めるという貸借対照表における表示については、連結納税制度の取扱いを踏襲することで問題ないと思っています。

しかしながら、注記については良い点から悪い点までいろいろあったかと思っています。

まず、本実務対応報告の第28項において、グループ通算制度の適用開始から取りやめまでの期間において適用していることを示すこととしたのは、非常に良かったと思っています。実務対応報告第5号では、連結納税制度を適用した場合又は取りやめた場合における最初の連結財務諸表及び個別財務諸表において、その旨を注記すると定められていたところ、適用初年度のみならずその後の年度においても、重要な会計方針に連結納税制度を適用している旨の注記を行っていたという好ましい開示が多くの企業でみられました。好事例を受けての開示の拡充であり、財務諸表利用者にとって歓迎すべき改正です。

次に、実務対応報告第7号の連結納税制度における取扱いで、評価性引当額について、税金の種類によって回収可能性が異なる場合に税金の種類を示して注記することが望ましいとの記載があったものの、これを本実務対応報告に含めなかったことについては、利用者の立場からは踏襲してはどうかという気持ちはありましたが、実務において開示されている事例も少数であり、利用者が大きく困ったという話も聞きませんでしたので、やむを得ない変更と捉えています。

さらに、実務対応報告第7号において、連結納税親会社の個別財務諸表における繰延税金資産の計上額が、連結財務諸表における回収可能見込額を大幅に上回り、その金額が重要な場合、個別財務諸表の追加情報として注記を求めているという点についても、連結納税制度が導入されて10年以上が経過しており、今では

我々も当たり前だと感じていますので、本実務対応報告で注記不要としたことは問題ないかと思っています。

一方、本実務対応報告の第30項において、連帯納付義務について、偶発債務としての注記を要しないとしたことについては、いささか問題があると感じています。これは、実務対応報告第5号において、連結納税制度のもとでは連結納税子会社が連帯納付義務を履行する可能性は極めて低いと考えられ、その場合には偶発債務の注記を行う必要はないとされていた点と同様にしたものと思います。

しかし、グループ通算制度においては通算グループ内の子会社も債務者になりますので、連帯納付義務を履行する可能性が本当に極めて低いと言い切れるか疑問を感じています。また、親会社に利益が計上されない場合なども考えられますし、子会社が連帯納付義務を履行する可能性について本当に極めて低いとまで言えないのではないかと思います。

偶発債務については、財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則の第58条に従い、偶発債務がある場合はその内容及び金額を注記しなければなりません、重要性が乏しいものについては注記を省略することができるとされています。重要性を検討した上で、重要でなければ注記をしなくてもよく、逆に重要であれば、いかに煩雑でも注記はすべきというのが原則です。本実務対応報告の第30項では、重要性を検討することなく注記不要としたところに大きな問題があると考えております。

少なくとも子会社の財務諸表上は重要な偶発債務が存在すると言えるケースもあり、連結グループ内の資金の流れが将来歪められる可能性もありますので、実務上、非常に複雑で発生可能性が低いからということで、重要性の検討なく開示不要としてしまうというのは行き過ぎた対応であり、また会計基準の設計として、あま

り好ましいものではないと思う次第です。

司 会 ありがとうございます。では、萩谷さん、お願いします。

萩 谷 今回の注記事項全般につきまして、財務諸表作成者の立場としては、実務対応がしやすいものになりましたので、特段違和感はないと捉えております。

さきほど後藤さんがおっしゃった連帯納付義務に関しては、親会社と子会社、若しくは子会社同士が、連帯納付義務を負っているという建付けになると思いますが、将来本当に発生し得るものなのかどうか、経済的資源の流出が本当に起きるのか、それがどのぐらいの金額規模になるのかということについて、実務的には判断が困難なところもあるのかなと感じました。計算が困難であればグループ全体の納税債務総額を記載することとすると、かえって利用者の方をミスリードする懸念が生じるかと思い、作成者の立場としてはなかなか難しい論点であると、正直感じたとこです。

本実務対応報告の結論の背景にありますとおり、連帯納付義務そのものはグループ通算税制に内在する義務で、グループ通算制度を適用していること自体は注記することもあり、偶発債務として注記することの有用性がコストをどこまで上回るか、判断が難しいですが、最終的には結論の背景に記載された整理が落としどころだったのかなと考えております。

司 会 ありがとうございます。藤本さん、お願いします。

藤 本 私も、お二人がお話されていたように、表示及び注記に関しては、利用者の目線で考えることは必要と思いつつ、これまでのお話にあったような連帯納付義務ですとか、実務対応報告第5号等で注記が望ましいとされていた項目については、これらを注記しなければならないのかどうか監査していく上でもわかりにくく、注記の必要性をどこまで検証していく必

要があるのかという課題もございますので、そういう点では、明確にされたことは大変良かったと思っています。

なお、連帯納付義務に関しましては、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」において、債務保証については、原則として、金額があれば必ず注記するとされていることが議論のスタートだったかと思っています。

通常、契約が存在するのであれば、その契約に基づく債務保証額を開示するということになりますが、グループ通算制度においては、先ほど来お話がございましたように、個社ではなくグループ全体で税金費用の計算を行い、グループの中で納税額に関わる資金の手当てを行うことも想定されることを踏まえると、実質的に連帯納付義務の履行が生じることはあまり想定されないのではないかと考えられます。連帯納付義務に関する注記について、明確な形で定めないと、検討や作成のためのコストがかかる事態を招く可能性があり、そこまでする重要性や必要性はないと認識いたしました。

また、萩谷さんがおっしゃったように、グループ通算制度を適用しているということについては注記されますので、その注記によって利用者にご理解いただけたと思います。私としても、明確にされたことは大変良かったと思っています。

司 会 ありがとうございます。確かに、ご指摘のとおり、連結納税制度とは債務者が違っており、連結納税制度におけるケースと比べると連帯納付義務を履行する可能性は高まると考えられると思います。

一方で、専門委員会や企業会計基準委員会での審議においては、通算グループ内のすべての企業が通算グループ全体の連帯納付義務を注記することに違和感があるという意見やこうした

注記についての情報の有用性に疑問があるといった意見も多数聞かれました。

このため、ASBJ 事務局では、グループ通算制度に参加しているすべての子会社について注記を求めるのではなく、親会社及び連帯納付義務の履行の可能性がある比較的規模の大きな子会社に対象を絞り込むことも視野に入れて検討しました。しかし、そのような絞り込みをするためには客観的な線引きをする必要がありますが、それも難しいと考えました。

そこで、連帯納付義務は制度に内在する義務であり、グループ通算制度を適用している旨を注記することで当該義務の存在は理解可能であるということで、特段の注記は要求しないという結論といたしました。

6 適用時期及び経過措置について

司 会 それでは、適用時期及び経過措置について意見交換をしたいと思います。ポイントについて、宗延さんより説明をお願いします。

宗 延 まず、適用時期についてですが、本実務対応報告の適用にあたっては、システム対応等の一定の準備期間を要する可能性がありますが、税法においては2022年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度が適用されることから、原則適用の時期として、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしています。

ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示については、より早期に企業の実態を適切に反映させる観点から、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することとされています。なお、十分な周知期間を確保することや、年度内における首尾一貫性を確保することから、四半期会計期間から

の早期適用は認めないこととしています。

次に経過措置についてです。今回の税制改正においては、いくつかの移行パターンが考えられますが、連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合について説明します。この場合においては、税制の変更による影響と会計方針の変更による影響があると考えられますが、会計方針の変更による影響については、本実務対応報告は実務対応報告第5号等の会計上の取扱いを踏襲しており、会計方針の変更によって重要な影響は生じないと考えられることから、会計方針の変更による影響はないものとみなすこととし、当該定めを一律に適用することとしています。また、会計方針の変更に関する注記は要しないこととしています。

司 会 ありがとうございます。適用時期と経過措置の取扱いについて、コメントをお願いいたします。まず、藤本さん、お願いします。

藤 本 適用時期と経過措置に関しては、検討している中で、様々なパターンがあることがわかりましたので、事務局でそれぞれのパター



ASBJ 常勤委員

矢農 理恵子氏

ンごとにご検討、整理いただきました。適用時期については、税効果会計であれば、本来は税制が変更された時点から適用を検討すべきと考えておりましたので、できるだけ早いタイミングで適用することが可能になればと思っておりました。

しかしながら、検討の過程において、当初は税法の内容について明確にされていない点もあり、少しずつその内容が明らかになってきたということを踏まえると、適用のタイミングとしては、本実務対応報告に定めた適用時期とすることで、やむを得なかったと考えています。なお、税効果会計については、制度適用する直前年度の期末において強制適用とすることができれば望ましいのでは、と考えておりましたが、会計方針として、年度の期首からの適用が望ましいとの考え方もありますし、適用する直前年度の期末においては早期適用できることとしたため、これならよいと考えました。

司 会 ありがとうございます。萩谷さん、お願いします。

萩 谷 まず、適用時期に関して、現行の連結納税制度を適用している多くの企業グループは、おそらく、税務上の税額計算のシステムに加え、税効果会計の計算用に何らかのシステムを活用していると認識しています。グループ通算制度への移行に関して、企業グループの一体性に着目して、損益通算を可能にするというような基本的な枠組みは維持されましたが、税金の計算過程は連結納税制度とは異なりますので、システム改修の対応期間は、それなりに当然必要になってくるという認識です。

今回、グループ通算制度が2022年4月1日以後に開始する事業年度から導入されるわけですが、それ以前の決算、特に本実務対応報告が公表された直後の四半期決算における対応の要否に関しては、財務諸表作成者としては、対応できるのかという不安が若干あったと思いま

す。今回の整理において、年度内における首尾一貫性を確保するという観点から四半期会計期間からの早期適用は認めないということが明記されましたので、この点は実務上良かったかなと考えております。

また、経過措置に関しては、会計方針の変更が起きたときに作成者側の実務負担が大きいのは過年度への遡及適用であり、それに伴う監査対応がありますが、原則的な遡及適用の対応を求められた場合、過去の時点で入手可能だった情報と、事後的に入手した情報とを客観的に区別するのはやはり困難だろうなと感じました。したがって、本実務対応報告の経過措置として、会計方針の変更による影響がないものとみなす定めが置かれたことについて、作成者側としては、監査対応の負担の減少にも繋がって良かったかなと感じております。

司 会 ありがとうございます。後藤さん、お願いします。

後 藤 利用者としては、大変申し訳ないのですが、事前の準備は特に必要ないので、早く適用されるに越したことはないものの、作成者や監査人の方々は様々なご準備が必要かと思います。十分な時間を確保することが大事であり、本実務対応報告の定めとすることでよいかなと思っています。

年度内の首尾一貫性については、利用者の中でも意見が分かれていまして、極端なことを言えば、四半期で数値が公表されれば予測の材料にはなりますので、首尾一貫性を確保するよりは少しでも早めの適用を望む意見もあるかと思っています。ただ、我々クレジットアナリストのように中長期的に分析する人間にとっては、予測に使いにくい数値が公表されるよりは、実務での円滑な運用を優先して、年度で首尾一貫性を確保した扱いとすることで問題ないという見方もありますので、今回の扱いで特に問題ないかなと思っています。

最後に、経過措置として、会計方針の変更による影響はないものとみなすこととされた点については、実際に影響はないと思いますし、そのことを明確にしたことで、影響があるのかどうかを考える必要もなくなりますので、利用者にとっても問題はないかと思っています。

7 おわりに

司 会 最後に、皆様より一言ずつコメントをいただければと思います。萩谷さん、お願いします。

萩 谷 今回、税に関係する会計処理に携わりましたが、まず税制そのものを理解するというハードルは決して低くはなかったと感じています。当初、連結納税制度からグループ通算制度への変更に伴う大きな影響はないだろうというイメージを抱きながら、今回の基準開発に参加させていただきましたが、参加する中で、税務の扱いについては、設例などを用いて1つ1つ確認しないことには、自分自身で納得感を得ることはできないと感じました。

今回、全般を通して、事務局の方々に、設例を含め審議資料を本当に丁寧に準備いただいて、非常に良かったと思いますし、大変感謝しております。財務諸表の作成者として、成果物としての本実務対応報告は実務的に受け入れやすい内容になったと考えておりますので、今後、本実務対応報告を適用しての決算に向けて、作成者としてしっかり準備を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

司 会 ありがとうございます。後藤さん、お願いします。

後 藤 本実務対応報告において、連結財務諸表上、法人税及び地方法人税に関する税効果会計を通算グループ全体に対して適用するとい

う概念は、一般的な財務諸表利用者も理解できると思いますが、グループ通算制度自体を正確に把握して、かつ、会計処理まで想起できる利用者はそう多くはないかと思っています。いろいろ議論を重ねて実務対応報告を開発していますが、多くの利用者にとっては、本実務対応報告は、ブラックボックスのような存在であるかもしれません。

ただ、それがゆえに、作成者の皆さんや監査人の皆さんが迷わず適正な財務諸表を作成することができる、開示を作成することができる会計基準になっていることが強く求められます。今回、事務局の皆さんに基本的なグループ通算制度の仕組みからご説明いただいた上で、丁寧に問題点をあぶり出しながら議論を進めることができ、利用しやすい会計基準になったと感じています。

議論を開始したころは、結論は連結納税制度における扱いと変わらないだろうということ、比較的簡単に議論が終わるのではないかと思っていたのですが、そうはならないのが、税効果会計専門委員会からしかつとつくづく感じています。かつて日本公認会計士協会の実務指針を移管した時もそうでしたが、結局タフな展開になったなあと思う次第です。いろいろ皆さんと議論を深めることができて、私自身、非常に有意義な時間となりました。ありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。藤本さん、お願いします。

藤 本 私もお二人がおっしゃるとおりだと思ってお聞きしていました。連結納税制度における取扱いを踏襲するかどうかの検討ということでしたので、当初は、あまり時間をかけずに基準開発が可能ではないかと考えていたものの、グループ通算制度とはどのようなものなのかを考える際に、大きな壁があったと感じておりまして、制度を理解することが一番の難所であ

あったと思います。この点に関しては、事務局の皆様から丁寧にご説明をいただいたことで、理解が深まり、本実務対応報告の検討が円滑に進められたと感謝しております。

連結納税制度からグループ通算制度への変更は大きな税制の変更であり、適用はまさにこれからということで、今後、実務的な問題が新たに発生したときや、細かな税法改正が生じたときに影響がないのか、何らかの対処が必要か、引き続き留意が必要とは考えていますが、本実務対応報告を最終化できたこと、本実務対応報告の開発に関われたことは、私としても大変ありがたい機会であったと思っています。ありが

とうございました。

司 会 ありがとうございます。グループ通算制度自体が複雑な面もあり、その会計処理や開示を取り扱っている本実務対応報告はイメージをつかみづらい面もあるかと思います。主要なポイントについて、各々のお立場から意見交換していただいたことにより、関係者の方の理解が深まっていくことを期待しています。本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

(この座談会は、2021年9月27日に開催されました。)